

就労環境改善サポート補助金のご案内

～長時間労働の是正等、就労環境の改善のための積極的な取組を支援します～

1 趣旨

長時間労働の是正等、就労環境の改善に積極的に取り組む中小企業等に補助金を交付し、府内企業の就労環境の改善を支援

2 補助対象者・対象要件

京都府内に事業所等を有する労働者災害補償保険の適用事業場で、以下の(1)～(4)のいずれかに該当し、京都府社会保険労務士会が実施する就労環境改善サポートアドバイザーの派遣を受け、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、就労環境改善等の取り組みを行うもの。（ただし、みなし大企業に該当しないもの及び国又は地方公共団体から出資を受けていないものに限る。）

- (1)中小企業等経営強化法第2条1項に規定する中小企業者
- (2)きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの
- (3)「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの
- (4)(1)～(3)に掲げるもののほか、特に中央会が認めるもの

＜上記(1)の中小企業の範囲＞ 区分に応じて①または②を満たすもの

区分	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

- ・支給対象となる取組は、以下の様に、自主的に、一つ以上成果目標を設定し、達成を目指して実施してください。
- ・「成果目標」の達成状況については、評価期間を1月程度設定し、実績報告書に添付してください。

＜成果目標：例＞

目的	現状	成果目標（例）
①長時間労働の削減	雇用する労働者の週労働時間数が60時間以上の者の割合が10%超	雇用する労働者の週労働時間数が60時間以上の者の割合を5%以下とする。
②年次有給休暇の取得促進	雇用する労働者の年次有給休暇の取得日数が8日以上の者が5割未満	雇用する労働者の年次有給休暇の取得日数が8日以上の者の割合を8割以上とする。
③就労環境の改善	夏期の屋内作業現場の温度が著しく高い状態となり、汗だくで作業する事がしばしばで、疲労度が大きく、作業能率も低下している。	冷房機の設置と扇風機を組合わせ、作業ポジションに冷風を集中させ作業行動範囲の温度を低下させることにより、疲労度軽減、作業効率を向上させる。

【裏面につづく】